

第23期第8回筑前海区漁業調整委員会 議事概要

1. 日 時 令和8年4月21日（火） 13時52分～14時38分
2. 場 所 福岡県庁 漁業調整委員会室（福岡市博多区東公園7番7号）
3. 出席者
筑前海区漁業調整委員会 委員 10名
4. 臨席者
福岡県農林水産部水産局漁業管理課 3名
福岡県農林水産部水産局水産振興課 2名
福岡県水産海洋技術センター 1名
筑前海区漁業調整委員会事務局 3名
福岡県漁業協同組合連合会 1名
5. 議題及び議決内容
 - (1) 福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

（説明）
水産振興課から資料1に基づき説明がなされた。

（主な審議や意見）
特になし。

（審議結果）
「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。
 - (2) 筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について（諮問）

（説明）
漁業管理課から資料2に基づき説明がなされた。

（主な審議や意見）
特になし。

（審議結果）
「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。
 - (3) 小型いかつり漁業許可方針の改正について（諮問）

（説明）
漁業管理課から資料3に基づき説明がなされた。

（主な審議や意見）
特になし。

（審議結果）
「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。
 - (4) あじ・さばまき網漁業に係る付属船の認可要領の改正について（協議）

（説明）

漁業管理課から資料4に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：小呂島の事情により、10隻の船を平等に使用したいと聞いている。すべての付属船が認可を受けても、実際の操業は他の船団と同様、6隻以内、合計100トン未満を遵守することのこと。

(審議結果)

原案のとおり承認することを決定した。

(5) 令和8年上期土石採取計画の変更について（協議）

(説明)

漁業管理課から資料5に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

「採取区域内であっても砂等を採取する場合、漁業に対する影響を最小限にするように十分留意していただきたい」という意見を付した上で、承認することを決定した。

(6) 第23期第1回響灘連合海区漁業調整委員会について（報告）

(説明)

事務局から資料6に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(7) 第47回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）

(説明)

事務局から資料7に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(8) 1そうごち網漁業の共同漁業権内の操業承認について（報告）

(説明)

漁業管理課から資料8に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(9) その他

特になし。